第六十四条中「別記様式第三十六号」を「別記様式第三十五号」に改め、同条を第六十五条とする。

第六十三条中「第四十一条」を「第四十二条」に、「あるのは」を「あるのは、」に改め、同条を第六十四条とする。

第六十二条第一項中「別記様式第三十五号」を「別記様式第三十四号」に改め、同条を第六十三条とする。

第六十一条第一項中「第四十六条第一項」を「第四十七条第一項」に改め、同条第二項中「第五十五条」を「第五十六条」に改め、第四章第三節中同条を第六十二条とする。

第六十条第一項中「別記様式第三十四号」を「別記様式第三十三号」に改め、同条第二項中「第四十四条の規定は、」を「第四十五条の規定は、」を「第四十六条の規定は」に、「第四十五条第一項」を「第四十六条第一項」に、「第六十条第二項」を「第六十一条第二項」に、「第四十四条」を「第四十五条」に改め、同条を第六十一条とする。

第五十九条中「別記様式第三十三号」を「別記様式第三十二号」に改め、同条を第六十条とする。

第五十八条中「第四十一条」を「第四十二条」に、「別記様式第十九号」を「別記様式第十八号」に、「別記様式第二十七号」を「別記様式第二十六号」に、「別記様式第二十八号」を「別記様式第二十七号」に改め、同条を第五十九条とする。

第五十七条第一項中「別記様式第三十二号」を「別記様式第三十一号」に改め、同条を第五十八条とする。

第五十六条第一項中「第四十六条の」を「第四十七条の」に、「第四十六条第二項」を「第四十七条第二項」に、「入り口」を「入口」に改め、同条第二項中「第三十四条」を「第三十五条」に改め、同条第三項中「第四十八条の規定は、」を「第四十九条の規定は、」に、「はり付け」を「貼付け」に、「第四十九条の規定は、」を「第五十条の規定は」に、「第五十条の規定は、」を「第五十一条の規定は」に、「第四十八条中」を「第四十九条中」に、「第四十九条第二項第一号」を「第五十条第二項第一号」に改め、第四章第二節中同条を第五十七条とする。

第五十五条中「別記様式第三十一号」を「別記様式第三十号」に改め、同条を第五十六条とする。

第五十四条第一項中「別記様式第三十号」を「別記様式第二十九号」に改め、同条第二項中「第四十三条第二項の規定は、」を「第四十四条第二項の規定は」に、「第四十五条の規定は、」を「第四十六条の規定は」に、「第四十四条第二項中」を「第四十五条第一項中」を「第四十六条第一項」に、「第五十四条第二項」を「第五十五条第二項」に、「第四十四条」を「第四十五条」に改め、同条を第五十五条とする。

第五十三条中「別記様式第二十九号」を「別記様式第二十八号」に改め、同条を第五十四条とする。

第五十二条中「第四十一条」を「第四十二条」に、「別記様式第十九号」を「別記様式第十八号」に、「別記様式第二十六号」に、「別記様式第二十号」を「別記様式第十九号」に、「別記様式第二十七号」を「別記様式第二十号」に改め、同条を第五十三条とする。

第五十一条第一項中「別記様式第二十六号」を「別記様式第二十五号」に改め、同条を第五十二条とする。

第五十条第一項中「別記様式第二十五号」を「別記様式第二十四号」に改め、第四章第一節中同条を第五十一条とする。

第四十九条第一項中「別記様式第二十四号」を「別記様式第二十三号」に改め、同条を第五十条とする。

第四十八条（見出しを含む。）中「はり付け」を「貼付け」に改め、同条を第四十九条とする。

第四十七条中「第三十四条」を「第三十五条」に改め、同条を第四十八条とする。

第四十六条第三項中「入り口」を「入口」に改め、同条を第四十七条とし、第四十五条を第四十六条とする。

第四十四条中「別記様式第二十四号」を「別記様式第二十三号」に改め、同条を第四十五条とする。

第四十三条第一項中「別記様式第二十二号」を「別記様式第二十一号」に改め、同条第二項中「別記様式第二十三号」を「別記様式第二十二号」に改め、同条を第四十四条とする。

第四十二条中「別記様式第二十一号」を「別記様式第二十号」に改め、同条を第四十三条とする。

第四十一条第一項中「別記様式第十九号」を「別記様式第十八号」に、「別記様式第二十号」を「別記様式第十九号」に改め、同条を第四十二条とする。

第四十条第一項中「別記様式第十八号」を「別記様式第十七号」に改め、同条を第四十一条とする。

第三十九条第一項中「別記様式第十七号」を「別記様式第十六号」に改め、第三章中同条を第四十条とする。

第三十八条第二項中「すべて」を「全て」に改め、同条第三項の表定期講習の項の中欄第二号中「第三十七条」を「第三十八条」に改め、同条第四項第二号中「第二条第一項第七号及び第八号」を「第二条第一項第四号及び第五号」に改め、同項第三号中「第七条」を「第八条」に改め、同条を第三十九条とする。

第三十七条第二号中「第八条」を「第七条」に改め、同条第八号を同条第十一号とし、同条第七号を削り、同条第六号を同条第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十　法第三十八条の四に規定する風俗環境保全協議会における構成員となった場合に、当該協議会の活動に参画すること。

第三十七条第五号を同条第八号とし、同条第四号中「第二十二条第五号」を「第二十二条第一項第五号又は同条第二項の規定に基づく都道府県の条例」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号中「第七条」を「第八条」に、「第九条」を「第八条」に改め、同号の次に次の三号を加える。

四　法第十三条第三項の規定による措置について従業員に対する教育を行うことその他当該措置が適切になされるよう必要な措置を講ずること。

五　営業所における業務の実施に関する苦情の処理を行うこと。

六　法第十三条第一項ただし書の場合において、午前零時から同項ただし書に規定する条例で定める時までの時間においてその営業を営むときは、法第十三条第四項に規定する苦情の処理に関する帳簿及びその記載について管理すること。

第三十七条を第三十八条とする。

第三十六条の見出しを「（風俗営業に係る営業所の管理者の選任）」に改め、同条を第三十七条とする。

第三十五条中「第七条」を「第八条」に改め、同条を第三十六条とし、第三十四条を第三十五条とする。

第三十三条の表中法第二条第一項第一号に掲げる営業の項を削り、法第二条第一項第二号に掲げる営業の項を法第二条第一項第一号に掲げる営業の項とし、法第二条第一項第三号に掲げる営業の項を削り、法第二条第一項第五号又は第六号に掲げる営業の項を法第二条第一項第二号又は第三号に掲げる営業の項とし、法第二条第一項第七号に掲げる営業の項を法第二条第一項第四号に掲げる営業の項とし、法第二条第一項第八号に掲げる営業の項を法第二条第一項第五号に掲げる営業の項とし、同条を第三十四条とし、第三十二条を第三十三条とする。

第三十一条第一項中「第九条第三項」を「第十一条第三項」に、「第十四条第三項」を「第二十五条第三項及び令第二十六条第三項」に改め、同条第二項中「第九条第三項」を「第十一条第三項」に改め、同条を第三十二条とする。

第三十条第一号中「から第三号まで及び第五号」を「及び第二号」に改め、同条第二号中「第二条第一項第六号から第八号まで」を「第二条第一項第三号から第五号まで」に改め、同条を第三十一条とする。